

猪名川上流広域ごみ処理施設組合職員職名規則

平成12年8月17日 規則第3号

改正 平成14年4月1日規則第15号

平成16年4月1日規則第18号

平成19年1月1日規則第22号

平成19年3月30日規則第25号

(総則)

第1条 猪名川上流広域ごみ処理施設組合職員定数条例(平成12年猪名川上流広域ごみ処理施設組合条例第4号)に規定する職員(以下「職員」という。)の職名については、法令又は条例、規則等において別に定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(職名)

第2条 職員の職名は、次のとおりとする。

- (1) 事務局長
- (2) 会計管理者
- (3) 次長
- (4) 参事
- (5) 課長
- (6) 主幹
- (7) 課長補佐
- (8) 副主幹
- (9) 主査
- (10) 主任
- (11) 主事
- (12) 技師

第3条 前条に規定する職名に関し、法令又は条例、規則等において特別の定めがあり、特に必要と認められるものについては、前条に定める職名のほか、別の職名をあわせ用いることができる。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、平成12年8月11日から適用する。

付 則 (平成14年規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成16年規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成19年規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成19年規則第25号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。